

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 告示

第七条 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 示

鳥取県告示第六百十六号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の位置の欄中「米子市道笑町一丁目」を「米子市東町」に改める。

鳥取県告示第六百十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類

番 号 氏 名 本籍地

高等学校助教諭免許状 昭四〇高助第八号 恩田 和子 鳥取県

鳥取県告示第六百十八号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッス

## 目次

- ◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- 教育職員の免許状の授与
- 鶏等の移入禁止区域の指定
- 豚等の移入禁止区域の指定の解除
- 鶏等の移入禁止区域の指定の解除
- 米飯提供者の登録
- 基本測量の実施を終った旨の通知

## 規則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十一号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

ル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として和歌山県及び福岡県を指定する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）に基づき、昭和四十年八月二十日付け鳥取県告示第四百二十一号で行なつた豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四

登録番号	登録年月日	氏名	名称	又は	住所	営業所の所在地
米振第一六八号	昭四〇、一一、一一	井田 茂			米子市東町九七	住所に同じ。
〃 一六九号	〃	西 貞子			〃 祇園町一丁目一	〃

鳥取県告示第六百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十二月三日

十七号）に基づき、昭和四十年八月二十日付け鳥取県告示第四百二十二号で行なつた鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（二等磁気測量）
- 二 作業地域 県内全域
- 三 終了年月日 昭和四十年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取印刷所  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】